

(様式1)

令和 年 月 日

現地見学会参加申込書

令和6年9月20日(金)に開催する「JR 敵傍駅の駅舎及び駅周辺の活用に関する提案募集」に関する現地見学会への参加を申し込みます。

参加事業者連絡先

団体名	
所在地	
担当者氏名	
所属部署名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

見学会参加者氏名等

No	参加者氏名	所属部署
1		
2		
3		

注1：見学会参加者は、1団体につき最大3名までとします。

注2：現地見学会参加申込書は、令和6年9月13日(金)までにE-mailにて提出をお願いします。なお、件名は「JR 敵傍駅現地見学会参加申込書提出」としてください。

(様式 2)

令和 年 月 日

質問票

「JR 畝傍駅の駅舎及び駅周辺の活用に関する提案募集」

団体名			
所在地			
担当者	氏名		所属部署名 役 職
	電話番号		FAX 番号
	E-mail		

No	質問内容
1	
2	
3	
4	
5	

注 1 : 記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

注 2 : 質問票は、令和 6 年 9 月 27 日 (金) までに E-mail にて提出をお願いします。なお、件名は「JR 畝傍駅提案募集質問票提出」としてください。

(様式3)

令和 年 月 日

檀原市長 殿

住所又は所在地

商号又は名称

代表者(役職)氏名

印

参加表明書

次の件について、実施要領に求められる参加資格要件を満たしていることを確約し、参加を申し込みます。

件名：JR 畷傍駅の駅舎及び駅周辺の活用に関する提案募集

本提案募集に係る担当者の連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

委 任 状

令和 年 月 日

檀原市長 殿

本店所在地
商号及び屋号
代表者役職・氏名



私は、下記の受任者をもって代理人と定め、貴市との間における下記の事項に関する権限を委任します。

記

【委任事項】

- 1、JR畝傍駅の駅舎及び駅周辺の活用に関する提案募集に関する一切の権限

【委任期間】

参加表明書提出日 から 令和6年12月31日 まで

【受任者】

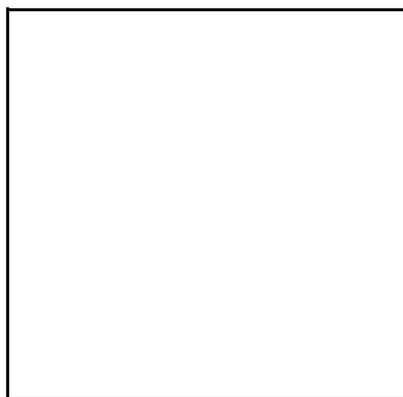
受任営業所所在地

商号及び屋号
受任営業所名称
受任者役職
受任者氏名

(様式4-4)

使 用 印 鑑 届

(使用印)



※代表者が通常使用する印(実印を使用される場合は実印)を押印してください。
※本店から委任を受けた営業所で登録される場合は、受任者が通常使用する印を押印してください。
※会社印(社判)での登録はできません。

上記の使用印鑑は、JR畝傍駅の駅舎及び駅周辺の活用に関する提案募集に関する一切の手続きに使用することをお届けします。

令和 年 月 日

檀原市長 殿

本店所在地

商号及び屋号

代表者役職・氏名

実印

誓 約 書

JR畷傍駅の駅舎及び駅周辺の活用に関する提案募集の参加にあたり関係法令等を遵守のうえ履行します。

実施要領に求められる参加資格の要件を満たさなくなった場合は、檀原市に速やかに報告します。

万一違反等の行為があった場合は、いかなる処分に対しても異議を申しません。

また、檀原市が檀原市暴力団排除条例及び檀原市契約における暴力団排除に関する要綱に基づき、檀原市が締結する工事その他の契約において、暴力団及び暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者の介入を排除している事を認識した上で、下記の事項について誓約します。

記

- 次のいずれかにも該当する者ではありません。
 - 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。
 - 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- 上記1の(1)から(5)までのいずれかに該当する者を、下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)の相手方としません。
- 下請負人等が上記1の(1)から(5)までのいずれかに該当すると判明し、檀原市から下請契約等の解除を求められたときは、解除の求めに従います。
- 上記1の(1)から(5)までのいずれかに該当するか否かの確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また、調査及び確認のために檀原市が奈良県檀原警察署に照会することについて同意します。
- 暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なく檀原市に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をします。

令和 年 月 日

檀原市長 殿

本店所在地

商号及び屋号

代表者役職・氏名

実印

(様式5)

令和 年 月 日

檀原市長 殿

住所又は所在地

商号又は名称

代表者(役職)氏名

印

秘密保持誓約書

JR 畝傍駅の駅舎及び駅周辺の活用に関する提案募集に参加するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 閲覧資料として提供を受けた「JR 畝傍駅現地調査結果（調査結果図、記録写真、復元構造図）」について、貴市の許可なく外部に公開しないこと
2. 前条の情報について、本提案募集期間中はもちろん、終了後においても漏洩しないこと
3. 第1条の閲覧資料（データ、紙文書など全て）について、本提案募集終了後に速やかに廃棄すること
4. 万が一、第1条の情報を第三者に漏洩した際には、貴市が被った一切の損害を賠償すること

(様式6)

令和 年 月 日

檀原市長 殿

住所又は所在地

商号又は名称

代表者（役職）氏名

印

企 画 提 案 書

次の件について、企画提案を提出します。

件 名：JR 畝傍駅の駅舎及び駅周辺の活用に関する提案募集

(担当者) 担当部署

氏 名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

(様式7)

自主事業範囲、役割分担提案書

【自主事業範囲提案】

実施要領「4. 提案募集(1) 前提条件」に示した活用可能範囲のうち継続的に行う事業として、収益を上げることが目的とした自主事業を行う範囲について 紫色で着色、無料の展示室など公共的な利用を目的とした自主事業を行う範囲について 緑色で着色 してください。ただし、灰色で着色 している範囲については市が整備を想定している範囲、オレンジで着色 している範囲については自主事業を認めない範囲とし、継続的に自主事業を行う範囲として提案することはできません。(下図の自主事業範囲提案イメージ図に着色してください。企画提案[テーマ1]の内容と整合性を取ってください。)

※自主事業とは提案者自身または提案者が他の事業者を選定して実施する事業とします。

【自主事業範囲提案イメージ図】



(記入例)

- ① 駅舎 (屋内) : 宿泊施設
駅舎 (屋外) : オープンスペース
市役所駐車場 : 活用しない



- ③ 駅舎 (貴賓室) : 無料展示
駅舎 (屋内+屋外) : 飲食店
市役所駐車場 : 飲食店駐車場



- ② 駅舎 (貴賓室) : 無料展示
駅舎 (屋内) : 物販
駅舎 (屋外) : レンタサイクル
市役所駐車場 : 活用しない



- ④ 駅舎 (屋内) : 無料展示、観光案内
駅舎 (屋外) : オープンスペース
市役所駐車場 : 収益施設 (新設)
施設駐車場



【役割分担提案】

企画提案〔テーマ1〕を実現するための役割分担等について、現時点での想定を提案してください。（該当する箇所に☑をしてください。企画提案〔テーマ2〕の内容と整合性を取ってください。）

1. 駅舎の改修工事（耐震補強含む）について

【躯体+外装】

- ①市で改修工事を行い、費用をすべて負担する。
- ②市で改修工事を行うが、提案者が費用の一部を負担する。
- ③提案者が改修工事を行うが、市が費用の一部を負担する。
- ④提案者が改修工事を行い、費用をすべて負担する。
- ⑤その他（ _____ ）

【内装+設備（収益目的の自主事業範囲）】

- ①市で改修工事を行い、費用をすべて負担する。
- ②市で改修工事を行うが、提案者が費用の一部を負担する。
- ③提案者が改修工事を行うが、市が費用の一部を負担する。
- ④提案者が改修工事を行い、費用をすべて負担する。
- ⑤その他（ _____ ）

【内装+設備（公共的利用の自主事業範囲）】

- ①市で改修工事を行い、費用をすべて負担する。
- ②市で改修工事を行うが、提案者が費用の一部を負担する。
- ③提案者が改修工事を行うが、市が費用の一部を負担する。
- ④提案者が改修工事を行い、費用をすべて負担する。
- ⑤その他（ _____ ）

上記のいずれかで②～⑤とお答えの場合、駅舎の改修工事に関して提案者が負担する費用は総額でどの程度を想定していますか。

（ _____ 万円）

2. 駅舎の維持管理（日常の清掃、軽微な修繕等）について

- ①市で維持管理を行い、費用をすべて負担する。
- ②市で維持管理を行うが、提案者が費用の一部を負担する。
- ③提案者が維持管理を行うが、市が費用の一部を負担する。
- ④提案者が維持管理を行い、費用をすべて負担する。
- ⑤その他（ _____)

②～⑤とお答えの場合、駅舎の維持管理に関して提案者が負担する費用はどの程度を想定していますか。

(_____ 万円/年)

3. 駅舎の改修・更新について

【躯体+外装】

- ①市で改修・更新を行い、費用をすべて負担する。
- ②市で改修・更新を行うが、提案者が費用の一部を負担する。
- ③提案者が改修・更新を行うが、市が費用の一部を負担する。
- ④提案者が改修・更新を行い、費用をすべて負担する。
- ⑤その他（ _____)

【内装+設備（収益目的の自主事業範囲）】

- ①市で改修・更新を行い、費用をすべて負担する。
- ②市で改修・更新を行うが、提案者が費用の一部を負担する。
- ③提案者が改修・更新を行うが、市が費用の一部を負担する。
- ④提案者が改修・更新を行い、費用をすべて負担する。
- ⑤その他（ _____)

【内装+設備（公共的利用の自主事業範囲）】

- ①市で改修・更新を行い、費用をすべて負担する。
- ②市で改修・更新を行うが、提案者が費用の一部を負担する。
- ③提案者が改修・更新を行うが、市が費用の一部を負担する。
- ④提案者が改修・更新を行い、費用をすべて負担する。
- ⑤その他（ _____)

